

いわて政治塾学則

前 文

いわて政治塾は、自由民主党岩手県支部連合会が、国及び地域の将来を担うにふさわしい人材を発掘・育成するために設置する教育機関である。

第一章 総則

- 第 1 条 この塾はいわて政治塾（以下 本塾）と称する。
- 第 2 条 事務所は自由民主党岩手県支部連合会（以下 県連）内に置く。
- 第 3 条 学則は自由民主党岩手県支部連合会役員会（以下 県連役員会）によって定められる。
- 第 4 条 この学則は、受講生並びに卒業生、聴講生、体験入学生、及び本塾に在籍し受講経験を持つ者すべてに適用される。

第二章 組織及び運営

- 第 5 条 本塾に、塾頭、塾長並びに事務総長及び事務職員を置く。
- ① 塾頭は、本塾の責任者として県連会長が務める。
 - ② 塾長は、県連幹事長が務めることとし、塾務を掌る。
 - ③ 事務総長は、本塾の事務責任者として青年局長が務めることとし、業務を掌る。
 - ④ 必要な場合は、県連役員会の承認を得て新たな役職を設けることができる。
 - ⑤ 事務職員は、県連職員が担当する。
- 第 6 条 本塾は、一年間につき 6 講座を開設する。

第三章 入塾

- 第 7 条 入塾の時期は開塾式に準ずる。ただし、塾長の許可を得れば、途中入塾できるものとする。
- 第 8 条 本塾に入塾を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載の上申し込み、書類選考を受けるものとする。
- 第 9 条 本塾に入塾することができる者は、下記各号のすべてに該当する者とし、自由民主党員であることの有無は問わない。
- ① 日本国籍を有すること。
 - ② 自由民主党以外の政党の党籍を有しない満 18 歳以上の者。

- 第10条 提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しない。
- 第11条 学費は、一年間につき金15,000円（党員は10,000円、学生は5,000円）とする。
- ① 学費には、既定の受講料の他、セミナー参加費などを含むものとする。
 - ② 既に納付された学費については、如何なる理由があっても返還しない。
 - ③ その他、課外活動などの際には、諸経費を徴収する場合がある。
- 第12条 合格の通知を受け、指定の期日までに受講料を納付した者については、塾長が入塾を許可する。

第四章 卒業

- 第13条 以下の項目すべてを満たしている者に、塾長が卒業を許可し、証書を授与する。
- 一、受講回数が三分の二以上に達した者
 - 二、卒業論文を提出した者
- 第14条 本塾の修業年限は一年間を原則とする。ただし、在学年数の上限は特に定めない。
- 第15条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した所定の退学願を提出し、塾長の許可を得なければならない。

第五章 賞罰及び除籍

- 第16条 塾頭は、表彰を行うことができる。
- 2 表彰に関する事項は、塾頭が決定するものとする。
- 第17条 塾長は、次の号に該当する者を懲戒または除籍することができる。
- ① 入学申し込み内容に虚偽があった者
 - ② 正当な理由なくして出席しない者
 - ③ 本校の秩序や風紀を乱し、倫理や常識に反した者
 - ④ 自由民主党以外の政党やそれに類する立場から立候補した者
 - ⑤ 自由民主党各支部の意向に反した行動を取り、県連及び本塾に不利益を与えた者
 - ⑥ 前文に反する行為に及んだ者
 - ⑦ その他、塾長が懲戒または除籍することが適切と認めた者

第六章 その他

第18条 本塾生は、自由民主党、県連、いわて政治塾、その他これらに類する名称を許可なく使用してはならない。

第19条 この学則にない事項は、県連役員会の方針に基づき、塾長が決定する。

付 則

本学則は、令和2年8月2日（開塾の年月日）より施行する。